

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険組合被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険料が免除された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳のコピー・世帯全員の住民票（省略のないもの）・出生（死産）証明書
※親子関係を明らかにする上記いずれかの書類が必要です。出産前の届出は母子手帳をご提出ください。
- ③ マイナンバー ※組合員及び出産者のマイナンバー
- ④ 身元確認書類

届出先

所属支部に届出ください。※受付開始 2024年5月13日

届出等の詳細については、所属支部または国保組合資格課にお問い合わせください。

埼玉土建国民健康保険組合 資格課 電話048-864-4381